

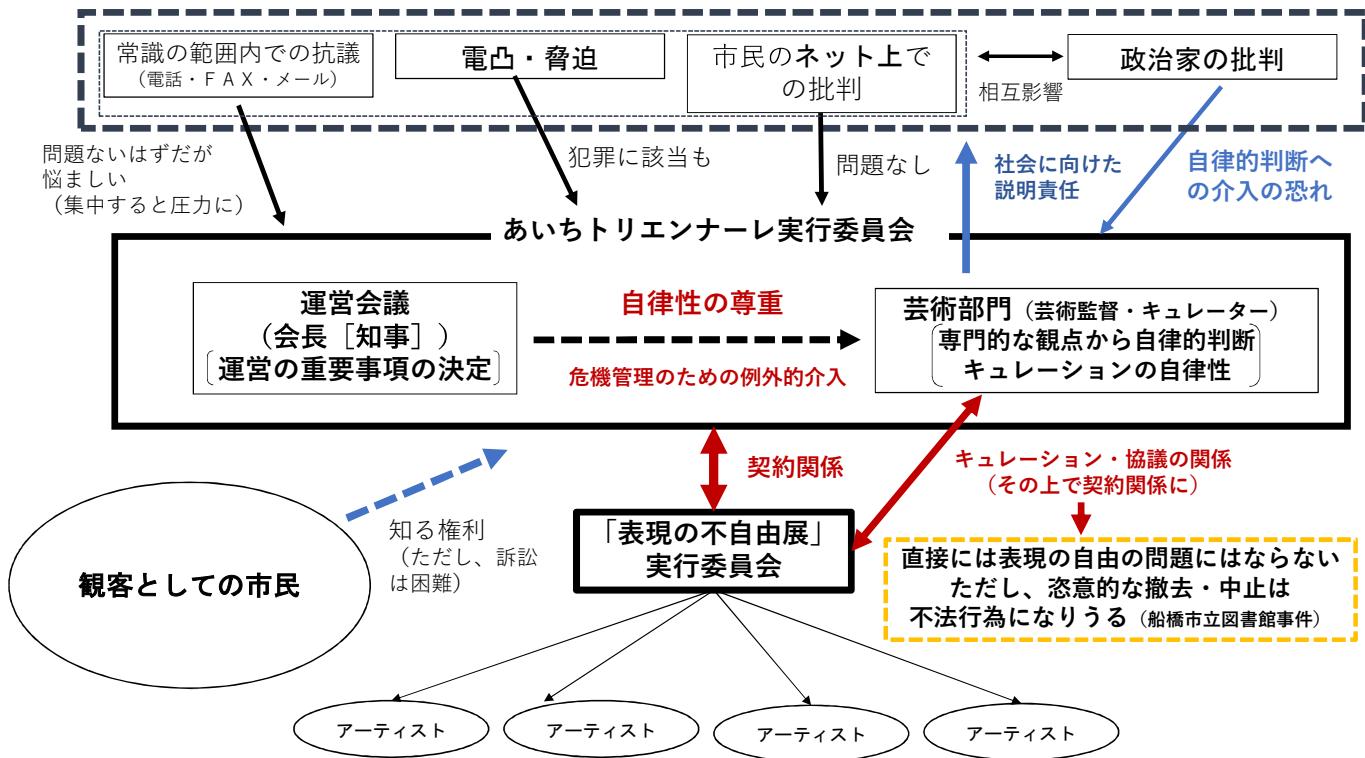
憲法その他、法的問題について

曾我部真裕

(2019年9月17日)

まとめ

- 本件は公金を使って県立美術館で表現の場を提供する／しない、というケースで、憲法上の表現の自由がストレートに問題となる事案ではない。
- 実行委と不自由展実行委との関係は、基本的には契約関係であって、中止についても表現の自由というよりは契約の問題。検閲とは言えない。
 - 現在の検証状況を前提とすれば、中止はやむなしと考えられる。
- 芸術監督（芸術部門）と実行委、県市との関係では、芸術部門の自律性（キュレーションの自律性）の尊重が求められる。
 - 「カネを出す口も出す」とは言えない。



憲法とは？ 訴訟の場でどのように機能するのか？

- ・憲法とは原則として「公権力」（国、自治体及びそれに準じるもの）を縛るルール。
 - ・人権侵害についても、公権力からの不当な侵害が憲法問題となる。
- ・憲法違反がなんでも訴訟になるわけではない。
 - ・日本の違憲審査は、民事訴訟・刑事訴訟等の中で憲法問題が争点となった場合に限り憲法判断が行われる（「付随的審査制」）。
 - ・民事訴訟が成立するためには、個人の具体的な権利や法的利益の侵害がなければならない。

本件は憲法上の表現の自由がストレートに問題となる事案ではない

- 本件は公金を使って県立美術館で表現の場を提供する／しない、というケース。
 - 「県立美術館で表現活動をする権利」は、通常の表現の自由の事例とは異なる。
 - 例えば、自ら出版した写真集がわいせつだとして処罰される場合と違う。
 - 表現の自由は「自由権」（公権力から制約を受けない権利）であり、表現の場を提供するよう公権力に要求する権利ではない。
- しかし、特殊なケースでは一旦提供した表現の場を奪うことが違法とされ、損害賠償が認められたことも。
 - 公立図書館の職員が個人的な思想に基づき、勝手に蔵書を廃棄したことにつき、著者の「思想、意見等を公衆に伝達する利益」を不当に侵害するとされた（最高裁2005年7月14日判決（船橋市立図書館事件））。
 - この「思想、意見等を公衆に伝達する利益」は憲法上の表現の自由に関連する私法上の利益。

実行委と不自由展実行委との関係は、基本的には契約関係

- あいとり実行委（以下、実行委）と不自由展実行委（以下、不自由展）との間には委託契約が存在し、中止に関する法的問題は、基本的には憲法ではなく、契約の問題。
 - 「基本的には」というのは、先ほどの船橋市立図書館事件があるため。
 - 政治的な介入による恣意的な中止だとすれば、同事件と同様、契約とは別に違法とされる可能性も。
 - 実行委と不自由展とは、交渉の結果契約を結んだもの。
 - 交渉の際の実行委（津田氏）からの要求は、検閲ではない。合意して契約に至ったもの。
 - 中止についても契約に規定があり、契約違反かどうかの次元の問題。
 - 正当な理由なき中止について契約違反とされた裁判例も（ニコンサロン事件）。
 - 現在の検証状況を前提とすれば、危機管理の観点から、中止はやむなし。

芸術監督（芸術部門）と実行委、区市との関係では、自律性の尊重義務

・公金で行う芸術祭であっても、芸術部門の専門性、自律性（キュレーションの自律性）を尊重する義務がある。

- でなければ、公権力が直接、作品の評価をすることになってしまうし、政治性をもつ作品では、それを支持したことになってしまう。もちろん、芸術祭の水準にも影響。
- アーツカウンシル、アームズレングスが必要だというのはこの文脈。
- 芸術部門は社会に対して説明責任を負う。

・芸術部門の外からの介入は、準備開始後は、危機管理に限られる。

- 芸術祭全体の運営責任者の立場から、危機管理の観点から合理的な場合は中止決定も含む介入は可能。
- 作品自体が偏っている、不穏当たりの介入は不可。
- 運営責任者以外の政治家等は、個人として発言であっても、慎重さが求められる。
 - ただし、政治家の発言が直ちにアーティストの表現の自由侵害（検閲）になるわけではない。

基本的な用語について

・検閲

社会一般では、「表現の自由に対する不当な規制」くらいの意味で使われるが、法的には、「行政権が、表現物の発表前にその内容を審査して不当と認める場合にその発表を禁止すること」といった意味で用いられる（なお、最高裁はもっと狭い定義）。このような定義からは、今回は検閲とは無関係の事案であることになる。

・ヘイトスピーチ

日本ではヘイトスピーチを規制する法律はなく、法令上の定義はない。

なお、いわゆるヘイトスピーチ解消法（正式名「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（…）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」とする。

今回問題となった作品が、ヘイトスピーチといえないことは明らか。

基本的な用語について

・表現の自由

- 憲法21条で保障される表現の自由は、私人が行う表現活動を公権力から妨げられない自由権であって、表現の場・機会を公権力に要求する権利ではないのが基本形。
- 表現の自由は、次のような様々な意義があるがゆえに重要であり、よほどの理由がない限り規制してはならないとされている。
 - まず、表現の自由は、人間の根源的な表現欲求に対応するもので、個人の人格にとって重要である。
 - また、表現の受け手にとっても、様々な表現に接することによって知識を得、物質的・精神的に豊かな人生を送ることができるほか、多様な表現が社会に流通することは寛容な社会の形成にとって重要である。芸術的表現は主としてこの点に関わる。
 - さらに、政治的な表現は民主主義社会にとって不可欠であることは言うまでもない。

FAQ

準備段階について

準備段階での実行委からの要求は検閲（表現の自由の侵害）ではないか。

一般に、展覧会の開催準備では、キュレーターと作家との間の協議がされるのであり、そこでキュレーターから作家に要請がなされるのは通常のこと。最終的には折り合って決着するのであり、こうしたキュレーションの過程は検閲でも表現の自由の侵害でもない。

展示そのものについて①

公金で、公立美術館で政治的な展示はできないのではないか（公共事業としてふさわしくないのではないか）。

アートの専門家がアートの観点から決定した内容であれば、政治的な色彩があつたとしても公金で／公立美術館で行うことは認められる（キュレーションの自律性の尊重）。国公立大学の講義で、学問的な観点からである限り、政府の外交政策の批判をすることに全く問題がないことと同じ。

キュレーションの自律性の尊重といっても、今回はキュレーションが不十分で、尊重する必要はないのではないか。

キュレーションに問題があつたことは確かで、それとして批判されるべきだが、法的には、だからといって芸術部門がすべき展示内容判断を、頭越しに行うことはできない。

FAQ

展示そのものについて②

展示を認めれば、政治的主張を支持することになるのではないか。	アートの専門家の自律的判断を尊重するもので（キュレーションの自律性の尊重）、自治体が作品から読み取れる政治的メッセージを支持したことにはならない。逆に、介入することで、特定の政治的メッセージを否定する立場を明示することになる。
「便宜供与」だから、首長判断でそれを撤回しても表現の自由の問題にはならないのではないか	確かに、直接にアーティストの表現の自由の侵害にはならないことが多い（ただし、船橋市立図書館事件）。しかし、契約があればその違反となりうる。また、キュレーションの自律性の尊重に違反する。
少女像は日本人に対するヘイトスピーチではないか。	そもそも、日本に対するヘイトスピーチは違法ではない。また、ヘイトスピーチの一般的な捉え方からして、少女像がそれに当たるとは言えない。展示への配慮は必要かもしれないが、それは法的な問題ではない。

FAQ

展示そのものについて③

大浦作品は天皇に対する侮辱ではないか。	大浦氏が意図を説明している通り、侮辱には当たらない。そもそも、故人に対する侮辱が違法になることは極めて例外的。昭和天皇は公人中の公人であることにも留意が必要。
中垣作品も含め、今回問題となった作品は、多くの人々を傷つけるのではないか。	単に多くの人々にとって不快だということは、展示を否定する理由にはならない。芸術作品も含め、表現は、人々が目を背けたいと思うことにも切り込むことがあるのであり、それこそ表現の自由が重要な理由。

展示への反応について①

抗議活動に対する対応体制が不十分だったのではないか。	敵対的な抗議への対応体制を取ることは法的な義務（それなしの展示中止は違法になりうる）。どの程度の体制を取る必要があるかは法的には確定し難く、検証の結論を待つ必要。
----------------------------	---

FAQ

展示への反応について②

一般人が事務局等に抗議をするのはそれ自体表現の自由ではないか。

これは基本的にはその通り。ただし、常識の範囲を超えるもの（長時間、反復的、暴力的・脅迫的なものなど）は業務妨害として犯罪にもなりうる。

政治家の発言も表現の自由ではないか。

実行委に関わっている政治家については、圧力になりうるので、純粋に個人の発言とは言えない。また、度を越した抗議を助長する点でも慎重であるべき。

中止決定について

（一方的）中止決定は検閲（表現の自由の侵害）ではないか。

危機管理上の正当な理由のある中止は検閲（表現の自由の侵害）には当たらない。現在の検証状況を前提とすれば、中止はやむなしと考えられる。また、今回は、一方的な中止決定とは言えない。

中止決定は契約違反ではないか。

危機管理上の正当な理由のある中止は契約違反に当たらない。

中止決定は市民の知る権利の侵害ではないか。

抽象的にはそう言えるが、危機管理上の正当な理由がある場合やむを得ない。また、訴訟としては成立し難い。